



学校での薬の管理方法について（与薬の事故防止のために）



本校では、保護者の依頼のもとに、医師からの指示があり、学校長が認めた場合に限り、保護者に代わって与薬をしています。より安全かつ適切な与薬を行うために、下記注意事項をお読みの上、必要書類の提出をお願いします。

※緊急時薬や、「〇〇の場合、服用」「〇〇の場合、塗布」などの条件がある薬については、必ず「与薬指示書（医師記入）」を、薬とともに提出して下さい。

※発熱時の与薬や喘息発作時の臨時吸入等、症状の変化に伴う与薬は、医療行為となるため、学校ではできません。

※薬の説明書は与薬指示書（医師記入）の代わりとなる物です。説明書の内容と違う使用方法はお受けできません。

※以前受診した時に処方された薬（残った薬）を与薬することはできません。

どんな場合	必要な書類	薬の持たせ方
通学生が、日中に与薬の必要がある場合	①与薬依頼書（保護者記入） 〈一時服用・定期服用〉 ②与薬指示書（医師記入）、 もしくは、薬の説明書のコピー	<ul style="list-style-type: none"> 薬は、1回分ずつ持たせて下さい。 薬は、直接手渡していただくなくても結構ですが、<u>登校する前に薬を持たせる旨の電話を担当までお願いします。薬は密閉して、子供が出してしまうことのないよう配慮下さい。</u>
宿泊学習、寄宿舍、災害時用など、朝、昼、夕、寝る前などに、与薬の必要がある場合	①与薬依頼書（保護者記入） 〈寄宿舍・宿泊時・災害時用の服用〉 ②与薬指示書（医師記入）、 もしくは、薬の説明書のコピー	<p>【寄宿舍生の薬】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1週間分（1回分ずつ小分けにしたもの）をお預かりします。 寄宿舍指導員か養護教諭、看護師に直接お渡し下さい。 <p>【宿泊時の薬】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宿泊する日数分（1回分ずつ小分けにしたもの）をお預かりします。 担任か養護教諭、看護師に直接お渡し下さい。 <p>【災害時用の薬】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3日分（1回分ずつ小分けにしたもの）をお預かりします。 担任か養護教諭、看護師に直接お渡し下さい。 学期始めにお預かりし、学期末に保護者に直接返却します。
熱性けいれん、てんかん発作、アナフィラキシーなどを起こしたときに、与薬の必要がある場合	①与薬依頼書（保護者記入） 〈緊急時用〉 ②与薬指示書（医師記入） ③薬の説明書のコピー	<ul style="list-style-type: none"> 薬は、1回分の薬を容器や袋に入れ、必ず幼児児童名を記載の上、提出して下さい。 担任か養護教諭、看護師に直接お渡し下さい。

